

「外国人造船就労者受入事業に関する告示」の一部を改正する告示  
に係る意見募集について

令和元年5月17日  
国土交通省海事局

国土交通省では、別紙のとおり、外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成26年国土交通省告示第1199号）を改正することを検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

〈意見募集要領〉

- 意見募集の対象  
「外国人造船就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（案）」の概要について
- 意見の送付方法  
意見提出様式に記入の上、以下のいずれかの方法で送付願います。  
各方法とも、「外国人造船就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（案）に係る意見」と明記の上、宛先は「国土交通省海事局船舶産業課パブリックコメント担当」として下さい。
  - 1 電子メールの場合  
メールアドレス：[hqt-kaiji-senpakusangyo-public-comment@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-kaiji-senpakusangyo-public-comment@ml.mlit.go.jp)
  - 2 郵送の場合  
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
  - 3 FAXの場合  
FAX番号：03-5253-1644
- 意見募集の期間  
平成31年5月17日（金）～平成31年6月18日（火）必着
- 注意事項
  - ※ 頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対して個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。
  - ※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見の受付は対応致しかねますので、あらかじめその旨ご承知おきください。

※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、あらかじめその旨ご承知おきください。

【お問い合わせ先】 国土交通省海事局船舶産業課  
(03-5253-8111 (内線43633))

(意見提出様式)

国土交通省海事局船舶産業課  
パブリックコメント担当 宛

外国人造船就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（案）に  
係る意見募集について

- 1 氏名
  
- 2 会社名／部署名
  
- 3 住所
  
- 4 電話番号
  
- 5 電子メールアドレス
  
- 6 意見  
(該当箇所)

(意 見)